

よくあるご質問

下記以外のご不明な点につきましては、ホームページから**問い合わせ**も可能です。
あわせてご利用ください。

風水害関連

Q. 風水害の被害に遭いました。何か事前に用意しておくものはありますか。

被害にあったら、被災個所の保存をお願いしています。それが難しい場合、被害箇所の現場写真と修理の見積もりを取得してください。

Q. 風水害によって契約物件の屋根がはがれ、雨漏りが発生しました。その他、隣家からの飛来物により窓ガラスが割れました。支払いの対象になりますか。

風水害等により建物が損壊した結果、生じた損害の額が10万円を超える場合にお支払いの対象となります。（※総合（慶弔）共済は住宅・家財の合算で20万円を超える場合にお支払いします。）ただし、建物の老朽化や隙間からの吹き込みによる雨漏り、排水しきれなかったオーバーフローによる損害は、損壊を伴っていないためお支払いの対象となりません。

Q. 物置とカーポートが壊れました。火災共済は風水害も対象になるとありますので支払い対象になりますか。

物置やカーポートといった付属建物や門、塀といった付属工作物は、一定の条件のもと火災共済では「付属建物等風水害見舞金」が支払われます。自然災害共済では、大型タイプのみ「付属建物等特別共済金」による見舞金がお支払いします。

Q. 窓を開けっ放しにして出かけたところ、大雨により部屋が水浸しになってしまいました。支払い対象になりますか？

風水害等により建物に**損壊が生じた結果**の被害ではないのでお支払いの対象になりません。

Q. 電通共済生協の火災共済と他の火災保険（共済）の両方に入っている場合、共済金はどうなりますか。

損害額を超える支払いにならないように、共済金を按分してお支払いすることがあります。

Q. 火災共済・自然災害共済の双方から満額支払われるのですか。

「一部壊」または「半壊」の被害に対して支払われる火災共済・自然災害共済の合計金額が損害額を上回る場合には火災共済からの支払いを優先し損害額を限度にお支払します。

Q. 「一部壊」以上の損壊と「床上浸水」が同時に発生した場合、双方の共済項目でお支払いがあるのですか。

損壊または床上浸水による共済金額の**いずれか大きい金額**で支払います。